

東大阪市運転免許自主返納奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の運転免許自主返納を促進することにより、自動車から公共交通機関へ移動手段の転換を図り、高齢者の交通事故を減少させるため、運転免許を自主返納した満75歳以上の東大阪市民に対し、予算の範囲内において東大阪市運転免許自主返納奨励金(以下「奨励金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 運転免許 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第92条第1項に規定する運転免許証であって、有効期間内にあるものをいう。
- (2) 自主返納 法第104条の4第1項の規定により、本人の申請に基づき公安委員会に対して運転免許の取消しを申請し、自主的に運転免許証を返納することをいう。
- (3) 交通系ICカード 鉄道会社等が発行するICチップを埋め込んだプリペイド方式の非接触型ICカードをいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当し、申請日時時点で東大阪市に住民票を有する者とする。

- (1) 申請日時時点で満75歳以上であること
- (2) 全ての運転免許の自主返納を申請日が属する年度(以下「申請年度」という。)に行っていること
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは東大阪市暴力団排除条例(平成24年東大阪市条例第2号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者のいずれでもない者

(対象経費)

第4条 奨励金の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、運転免許自主返納後に購入した交通系ICカードの購入又はチャージ費用並びに公共交通機関利用の際の費用とする。

(交付金額)

第5条 奨励金の額は、第4条に規定する対象経費5,000円以上の支払いが確認できた場合に限り、一律5,000円を交付する。但し、申請年度内において予算上限に達した場合

は、先着順にて奨励金を交付する。

2 奨励金の交付は、対象者1名につき1回を限度とする。

(交付申請)

第6条 奨励金を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、東大阪市電子申請システム若しくは東大阪市運転免許自主返納奨励金申請書兼請求書（様式第1号）により、申請年度の3月31日までに提出しなければならない。

2 東大阪市電子申請システムによる申請の際は、下記の写真データを添付するものとする。東大阪市運転免許自主返納奨励金申請書兼請求書による申請の際は、写真データに代わり下記の書類を提出するものとする。

- (1) 運転経歴証明書又は申請による運転免許取消通知書の写し
- (2) 本人確認証の写し（健康保険証、マイナンバーカード等）但し、運転経歴証明書を提出した場合は不要とする。
- (3) 振込先口座が確認できるものの写し
- (4) 第4条に掲げる対象経費5,000円以上の支払いが確認できる領収書等の写し
- (5) 前1号から4号に掲げるものの他、市長が必要と認めるもの

(交付決定及び交付)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請があった場合には、その内容を審査し、交付が適当であると認めた場合には交付を決定し、申請者が届け出た口座に奨励金を振り込むことにより、当該奨励金の決定を通知したものとみなす。不交付と決定した場合は、奨励金不交付決定通知書（様式第2号）により、申請者にその旨を通知するものとする。

(交付決定の取消)

第8条 市長は、交付決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、交付の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 第3条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき
- (2) 虚偽の申請、その他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき
- (3) その他市長が奨励金の交付を不適当と認めたとき

(報告及び調査)

第9条 市長は、申請者に対して、奨励金に関する必要な事項を指示し、報告を求めることができる。また、東大阪市が必要と認める範囲で、住民基本台帳にかかる情報について、調査することができる。

(警察署長からの意見聴取)

第 1 0 条 市長は、必要があると認めるときは、申請者が暴力団等であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができる。

(その他)

第 1 1 条 この要綱に定めるものの他、この要綱の実施に関し必要な事項は土木部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。